

# あわーず福井通信

## 年金講座 (3)

増刊号18-2

年金

年金は年を取ってからもらうもの？・・・それだけでは  
ありません。もしもの時の社会保障的側面も！！

### 今回は遺族基礎年金と遺族厚生年金について

大切なご家族を亡くされた場合に支給される遺族基礎年金と遺族厚生年金、  
その大きな違いは支給の対象者に有ります！

(遺族基礎年金の支給対象者)

死亡した者によって生計を維持されていた、

(1) 子のある配偶者 (2) 子

子とは次の者に限ります

- ・18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子(高校卒業迄)
- ・20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子

(年金額) ※H29年4月分からの例

779,300円+子の加算

子の加算 第1子・第2子 224,300円  
第3子以降 各 74,800円

(遺族厚生年金の支給対象者)

死亡した者によって生計を維持されていた、

・妻

・子、孫 (18歳到達年度の年度末を経過していない者、または20歳未満で障害年金の年金等級1・2級の者)

・55歳以上の夫、父母、祖父母

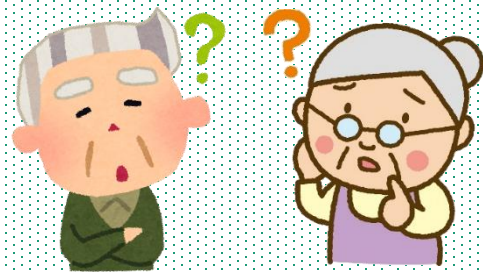
(支給開始は60歳から。ただし夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も合わせて受給できる)

※年金額は被保険者期間の月数(300月の最低保証の場合あり)によって変わります。概ね老齢厚生年金の3/4の額

十分な金額とは言えないものの、お子さんの独立前の保障から、ご自身の年金受給までの期間等を考慮して設計されているのが分かります。  
私的な生命保険の保障等もトータルに考えたいですね！

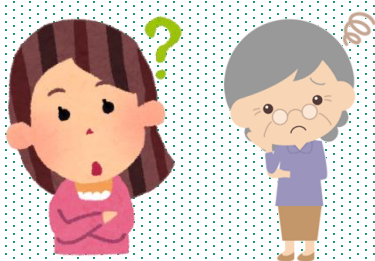
## 他にもこんな場合は？

**Q.国民年金に10年くらい加入した独身の子供が亡くなりました。このような場合、何か保障はありますか。**



遺族の方が死亡一時金を受けられます。国民年金の保険料を3年以上納めた方が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに亡くなられ、かつ、遺族の方が遺族基礎年金も受けられないときに支払われます。**(注：保険料納付済期間の付帯条件あり)**遺族の範囲（受けるべき順位）は死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡当時生計を同じくしていたものです。

死亡一時金の額は120,000円（保険料納付3年以上15年未満）～最高320,000円です。



**Q.老齢基礎年金を受け取らず、63歳の夫が亡くなりました。私は60歳で、子供は成人していますが、年金は受けられますか。**

ご主人が健在であれば受けることができた老齢基礎年金をあなたが受けることはできません。お子様が成人しているので遺族基礎年金も受けられません。その代わり、老齢基礎年金を受けられる加入期間のある方が国民年金からいずれの年金も受けないで亡くなられたときは、残された妻に寡婦年金が支払われます。

寡婦年金は10年以上婚姻関係が継続していた妻に60歳から65歳になるまで支払われます。

寡婦年金の額は、亡くなった夫が受けるべきであった老齢基礎年金の3/4の額です。

**私の年金はどうなんだろう？・・・ 訪問看護・リハビリについての疑問だけでなく、社会保険労務士法人が運営母体の「あわーず」なら、そんな疑問にもお答えします！**



# あわーず福井

訪問看護リハビリステーション  
居宅介護支援ステーション

〒910-0005 福井市大手2-15-11

**TEL 0776-50-2507**

**FAX 0776-50-2587**

**MAIL fukui@ours-sr.co.jp**

- ① 365日24時間体制（土日祝日訪問OK!）
- ② 訪問リハビリあり  
（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士在籍）
- ③ 小児・終末期・精神 対応可能！
- ④ 土日祝日追加料金は**無料**！
- ⑤ 複数往診医と連携あり！
- ⑥ 訪問先までの交通費は**無料**！
- ⑦ 福井市・鯖江市・越前市・坂井市・勝山市  
永平寺町・あわら市・大野市**全域対応**！  
訪問エリア拡大中（エリア外も**応相談**）